

## 航空法

### I. 案内情報

- ① 手続名：外国人国内航空運送の許可
- ② 手続根拠：航空法第130条ただし書  
航空法施行規則第234条
- ③ 手続対象者：外国籍航空機により有償で本邦内の各地間において航空の用に供しようとする者
- ④ 提出時期：使用開始予定期日の10日前までに提出
- ⑤ 提出方法：航空法施行規則第234条各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部航空事業課へ提出してください。
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：なし
- ⑧ 申請書様式：特になし
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部航空事業課にお問い合わせ下さい。

### II. 窓口情報

- ① 提出先：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課 03-5253-8111（内線48535、48536）
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課

### III. 手続情報

- ① 審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年空総第177号）
- ② 不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）